

御母衣湖（湖面）利用計画



写真提供：J-POWER[電源開発(株)]



平成26年4月 (改定)

御母衣湖利用協議会

もくじ

1	背景と目的	2
	(1) 背景	
	(2) 目的	
2	湖面利用のための基本方針	2
	(1) 基本方針の前提	
	(2) 基本方針	
	(3) 湖面利用協力金	
3	湖面利用計画の対象	4
	(1) 計画の対象	
	(2) 計画の対象外	
4	湖面利用のルール等	5
	(1) 利用区域	
	(2) 利用期間及び利用時間	
	(3) 安全の徹底	
	(4) 湖面利用の禁止	
	(5) 湖面へのボート等の搬出入	
	(6) 湖面利用の届出方法	
	(7) 安全管理とマナーの遵守	
○	届出書兼同意書	10
○	御母衣湖 湖面利用に伴う位置図	12

1 背景と目的

(1) 背景

御母衣ダムの堰堤は、岐阜県大野郡白川村牧にあり、ダム湖である御母衣湖は高山市荘川町及び白川村に位置し、総貯水量3億7000万 m^3 の日本屈指の規模を誇るロックフィルダムで、1961年に完成したダムです。

ダムの目的は水力発電であり、電源開発御母衣水力発電所の認可出力は215,000kwで主に関西方面へ電力を供給しています。また、庄川流域の治水対策としても重要な役割を果たしています。

また、御母衣湖周辺は、荘川桜を初めとする自然豊かで美しい景観を有していることから、ドライブコースや釣りなど多くの方々に親しまれています。



(2) 目的

御母衣湖においては、動力付きボートによる利用やゴミの不法投棄など、安全面への配慮、自然環境や水質への影響、地域住民とのより良い交流等が懸念されるような利用が一部に見られます。

平成24年7月からは、地域の念願であった湖面を利用した地域の活性化を図るため、荘川観光協会が中心となり荘川地域全体をフィールドとした自然体験事業の一環として湖面を利用するにあたり、観光協会を始め地域住民等から湖面利用のルール化を求める声が寄せられています。

こうしたなか、荘川観光協会が中心となり、平成24年度に湖面利用に関するルールについての具体的な協議の場として「御母衣湖利用協議会」を設立し、適正な利用を進めています。

この計画は、御母衣湖を積極的に利用することによる地域の活性化と適正な利用を図るため、高山市荘川町を計画範囲とし、安全かつ快適な湖面の活用や水源地としての環境の保全を目的に御母衣湖を利用する全ての方が守るべきルールの基本的な考え方を示すため策定します。

2 湖面利用のための基本方針

(1) 基本方針の前提

御母衣湖の利用により、ダムの運用に支障をきたすなど本来ダムの持つべき機能を低下させることのないよう必要な措置を講ずるものとします。

○ダムの運用に支障をきたすため、ダム施設には絶対近づかない。

○水位の変動により利用者に事故等があった場合については、責任は負わない。(ダムの運用及び気象条件などにより、ダムの水位が急激に変

動することがある。)

○湖面利用のためにダム運用に関する制約はしない。

(2) 基本方針

①自然環境の保全

御母衣湖は、岐阜県北部及び富山県西部を流れる庄川水系の一級河川に位置し、その水源は、岐阜県高山市荘川町の烏帽子岳（標高 1,625m）と山中山の山中峠（標高 1,375m）に発し（国土交通省：庄川水系基本整備計画）、尾上郷川、六厩川が御母衣湖に流れ込み、その下流域は岐阜県の白川村、富山県の主要都市である南砺市、砺波市、射水市、高岡市を流れ日本海に注いでいることから、良質な水質を保全することは大きな使命の一つとなっています。

そのため、湖面利用については、御母衣湖の水質等に悪影響を及ぼさないよう必要に応じて湖面利用に一定の制限を加えていくものとします。

②生態系と景観の保全

御母衣湖は、動植物の貴重な生息環境となっています。また、御母衣湖周辺は水面や山並みと調和した美しい景観を有し、特に荘川桜は観光名所の一つとなっています。

そのため、湖面利用においては、動植物の生息環境の保全や特定外来動植物の持ち込み禁止、景観の阻害及びゴミ（廃棄物）の投棄の禁止など、御母衣湖及び周辺の環境保全に対する利用者の協力や意識の向上を図るための啓発を行うものとします。

③安全で安心な利用

御母衣湖の周辺は、水と緑とのふれあいや憩い・散策、家族での余暇の楽しみ、釣りなど多くの人々に利用されており、今後、更なる利用者の増加が予想されることから、お互いの利害を調整しながら安全で安心な利用を図ることが求められています。

そのため、湖面利用においては、考え得る事故防止に対し自主的な管理を前提とした必要な措置を講じるよう湖面利用者に対し啓発を行うものとします。

④自主的な管理（自己責任）

御母衣湖の利用は自己責任とし、環境の保全と快適な余暇活動等に配慮し、騒音発生等の迷惑行為についても禁止します。

「御母衣湖利用協議会」においては、利用者及び関係団体等の利用の調整のための啓発や体制の整備を促すとともに、計画の必要な見直しや環境整備等の施策を講じていきます。

(3) 湖面利用協力金

基本方針を推進するための経費とし、湖面利用協力金（仮称）を徴収することとしますが、当面は届出書の提出のみとします。

なお、御母衣湖及び関係施設の維持管理などで使用するボート等については湖面利用協力金を徴収しないこととします。

3 湖面利用計画の対象

御母衣湖における湖面利用の対象者は、高山市荘川町内の御母衣湖を利用する全ての方々ですが、本計画が対象とするのは当面以下のとおりとし、変更の必要が生じたときは「御母衣湖利用協議会」で協議し、利用計画の内容を見直していくこととします。

また、御母衣湖の湖面利用は届出制を原則とします。

(1) 計画の対象

利用ルール及び禁止	対 象
この計画で利用ルールを定めるもの	・ 釣り（湖面上） ・ カヌー ・ ボート（手漕ぎ・電動）
この計画で湖面利用を禁止するもの	・ 遊泳（全面禁止、救命胴衣（ライフジャケット）着用者は可） ・ 動力付きボート（エンジン） ・ 水上オートバイ

◎動力付き（エンジン）ボートを禁止とする理由

- ①御母衣湖は、良質な水質を保全することを基本的な考え方としており、よりよい水環境の保全と創出を目指しています。
- ②荘川町を流れる庄川は、平成21年度に環境省により行われた全国の河川を対象に実施した水質汚濁の代表的指標である生物化学的酸素要求量（BOD）の調査において、北海道の5河川の他、庄川が本州の河川で最も水質が良いとされ、清流庄川は荘川町の大切な「宝」となっています。
- ③下流部の利水者等、湖面利用時の安全確保や水質への悪影響等に対し配慮する必要があります。

(2) 計画の対象外

内 容	対 象
この計画で対象外とし、自由使用とするもの	・ 散策 ・ ハイキング ・ ジョギング ・ 釣り（陸上から）

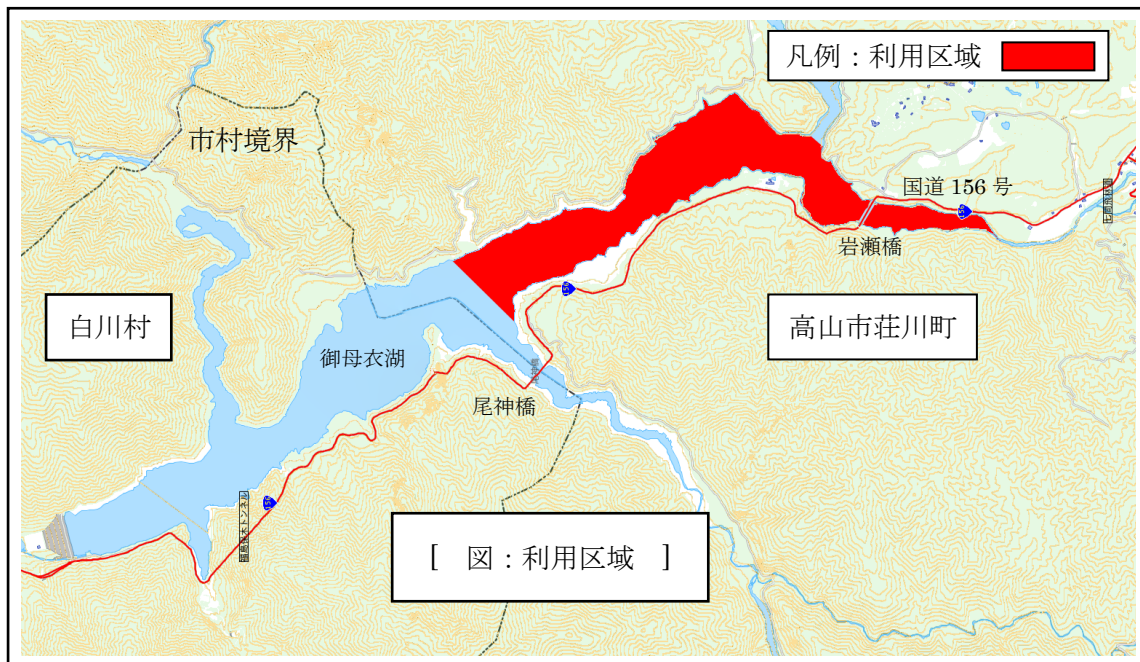
◎御母衣湖の維持管理及び漁場管理、人命救助の緊急対応のために必要な船等の湖面への侵入については、この計画の対象外とする。

4 湖面利用のルール等

御母衣湖（湖面）利用計画は、「御母衣湖利用協議会」において策定された御母衣湖の利用に関する基本的な考え方及び湖面利用の届出という手続きにより、ルールとマナーを守って利用していただくため、以下のとおり定める。

（１）利用区域

- ・利用区域は、ダム管理施設に支障となること、また、危険防止の観点から下図の区域とする。
- ・救命胴衣（ライフジャケット）着用以外の遊泳については、発電を目的としたダムのため、水位が著しく変動することや水温の変化が激しいことから大変危険なため禁止とする。



（２）利用期間及び利用時間

御母衣湖の利用期間及び利用時間は下記のとおりとする。

- ①利用期間 湖面利用可能時期から１１月３０日まで
- ②利用時間 ９時００分から１７時００分まで

なお、上記に定める以外に利用する場合は、御母衣湖利用協議会へ連絡してください。

（３）安全の徹底

- ・すべての湖面利用者は、救命胴衣（ライフジャケット）を必ず装着すること。

（４）湖面利用の禁止

- ・強風・濃霧・降雨など、気象条件が悪い時は自主的に湖面利用を中止すること。
- ・洪水、渇水時等は危険なため、下記の場合は利用を禁止する。

①発着場から見える位置に設置した杭より貯水位が下がっている場合

②大雨、洪水等に関する警報が発令されている場合

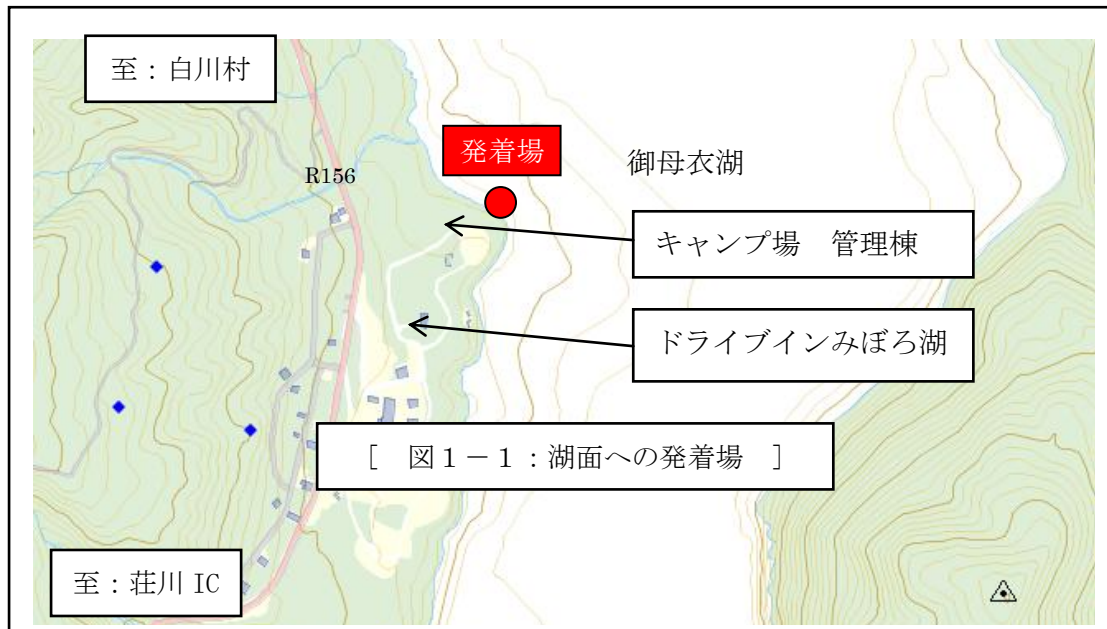
③御母衣電力所が危険と判断した場合

※電力所→利用協議会（荘川観光協会）→みぼろ湖キャンプ場・庄川漁業協同組合

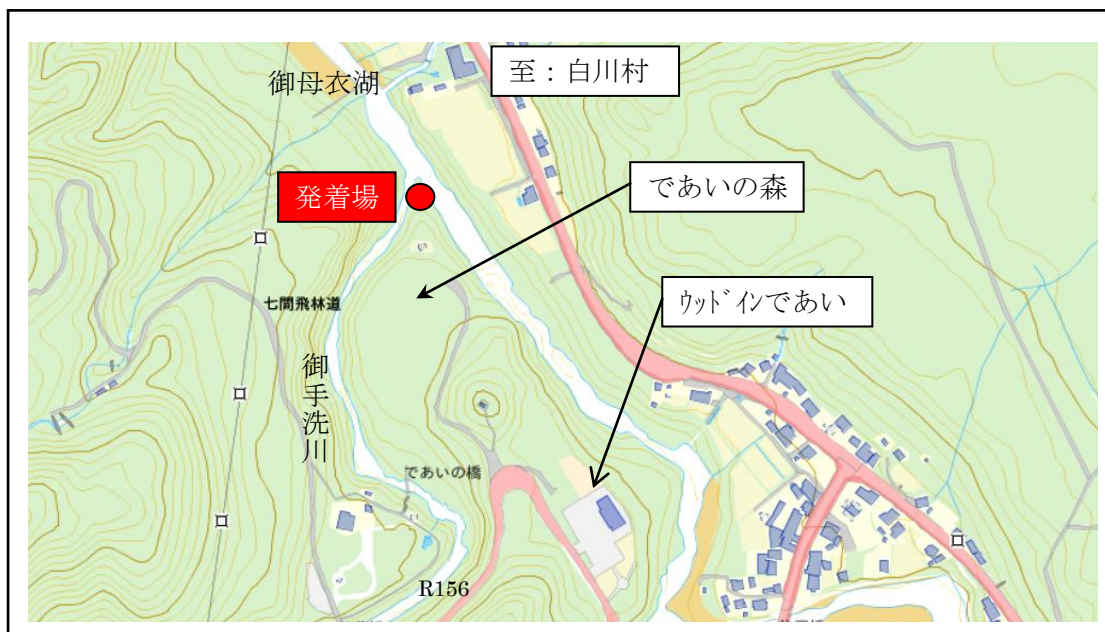
（５）湖面へのボート等の搬出入

- ・御母衣湖へのボート等の乗り入れ（搬出入）場所は、次の（図－１）に示す「みぼろ湖キャンプ場」、及び（図－２）に示す「であいの森」の２ヶ所とする。
- ・ボート等の搬出入に際しては、乗り入れ場所の施設利用者に危険が及ばないように十分に注意し、マナーを遵守すること。

（図－１） ボート等発着場



(図-2) カヌー、手漕ぎボート発着場



(6) 湖面利用の届出方法

①届出（届出書兼同意書）の目的

- ・「届出書兼同意書」は、ボートを湖面に乗り入れるものを対象としており、陸からの釣りは届出の対象外とする。
- ・湖面利用のために提出いただく「届出書兼同意書」の目的は、次のとおりである。
 - 湖面利用計画で定めているルールを利用者に十分理解してもらうこと
 - 自己責任のもとで利用いただくことに同意いただくこと
 - 事故発生時の初動捜索及び救助を迅速に行えるよう湖面利用者（同伴者を含む）を把握しておくこと
 - 湖面における利用者間のトラブル等を未然に防ぐこと

②届出の方法

湖面利用の届出の方法は、次のとおりとする。

手順 ①

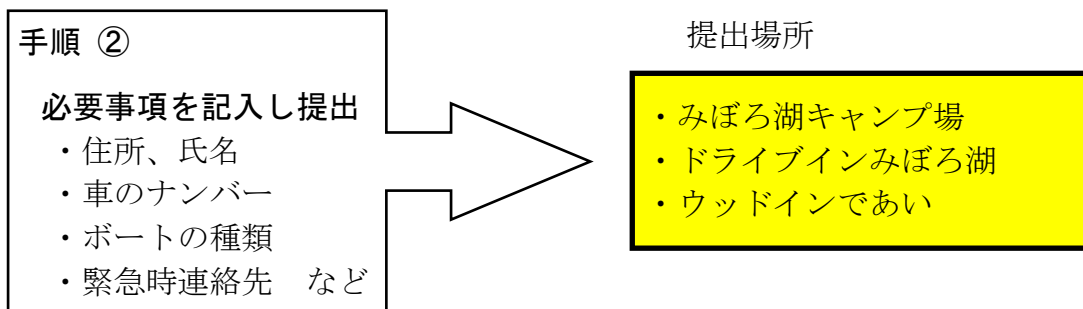
届出書兼同意書の入手

- ・右記で直接入手
- ・荘川観光協会のホームページから入手

手順②

届出書兼同意書の入手場所

- ・みぼろ湖キャンプ場
電話：05769-2-2727
- ・ドライブインみぼろ湖
電話：05769-2-2266
- ・荘川観光協会
電話：05769-2-2272
- ・庄川漁業協同組合
電話：05769-2-2266
- ・ウツドイン であい
電話：05769-2-1011



(7) 安全管理とマナーの遵守

- ・御母衣湖の利用は「自己責任」によるものである。
- ・湖面利用者は、御母衣湖の水質及び景観の保全を心掛けることを基本とし、本計画に従いマナーを遵守し、動植物の生息環境の保全、特定外来動植物の持ち込み禁止、景観の阻害及びゴミ（廃棄物）投棄の禁止、湖面上での飲食禁止など、御母衣湖及び周辺の環境悪化を招かないよう心掛けるものとする。

○自己責任の原則と迷惑行為の禁止

- ・湖面利用において発生したすべての事故においては自己責任となる
- ・事故処理費用は全額利用者負担
- ・御母衣湖周辺での騒音発生等の迷惑行為を禁止

○利用者間の協力

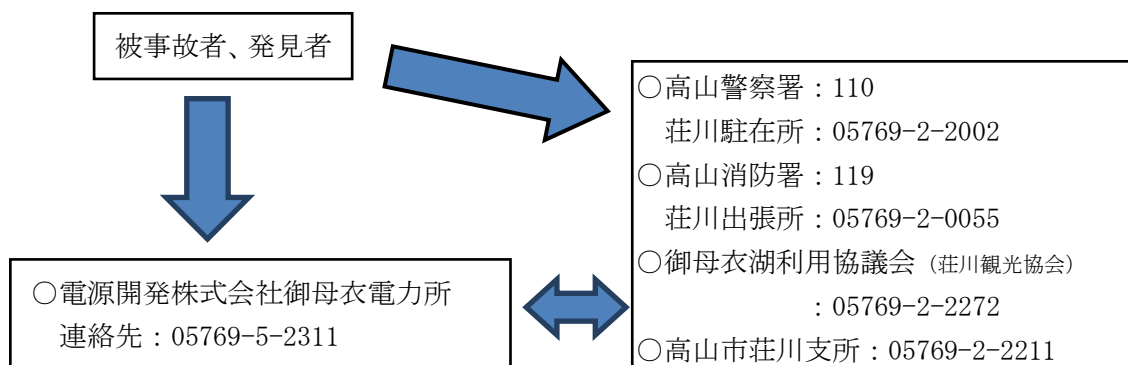
- ・湖面利用者は、御母衣湖の環境の保全と快適な余暇活動等に配慮し、利用者間で協力して適切に湖面を利用すること。

○事故等の防止

- ・湖面利用者は、事故等を未然に防止するために考えられる万全の対策をとること。
- ・湖面利用に際しては、救命胴衣（ライフジャケット）の着用を義務づける。

○事故発生時の連絡体制

- ・湖面等において事故が発生した場合、被事故者または発見者は高山警察署荘川駐在所、高山消防署荘川出張所に通報するとともに、電源開発株式会社御母衣電力所へも速やかに連絡すること。



《主な関係機関の住所》

団 体 名	住 所
荘川観光協会 (御母衣湖利用協議会事務局)	〒501-5413 岐阜県高山市荘川町新湊 446
電源開発株式会社御母衣電力所	〒501-5505 岐阜県大野郡白川村牧 162-1
庄川漁業協同組合	〒501-5413 岐阜県高山市荘川町新湊 585
ドライブインみぼろ湖 みぼろ湖キャンプ場 (みぼろ湖畔キャンプサイト)	〒501-5424 岐阜県高山市荘川町中野 266
高山市荘川支所	〒501-5413 岐阜県高山市荘川町新湊 430-1
高山警察署荘川駐在所	〒501-5413 岐阜県高山市荘川町新湊 245
高山消防署荘川出張所	〒501-5413 岐阜県高山市荘川町新湊 545-1

○策 定 平成25年3月28日

○運用開始 平成25年4月 1日

☆改 定 平成26年4月 1日

☆運用開始 平成26年4月 1日

届出書 兼 湖面利用券

受付印

私は、御母衣湖において、下記ボート等を利用したいので「届出書」を提出します。

「御母衣湖（湖面）利用計画」のルールを遵守し、自己責任の下で利用することに同意します。
また、違反した場合は関係者の指示に従うことに同意します。

平成 年 月 日

御母衣湖利用協議会 様

① 住 所 〒 ー

(電話番号)

ふりがな

② 氏 名 性別（男・女） 生年月日： 年 月 日

③ 車のナンバー：（例：飛騨 123 し 1234）

④ 車 種： 色：

⑤ ボートの種類：（例：カヌー）

・メーカー （ ）

・全長 （ m ）

・カラー （ ）

⑥ 入湖予定日 平成 年 月 日 曜日

⑦ 入・出湖予定時間 午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分

⑧ 入湖者の人数 人 同伴者の人数 人

※緊急時連絡先※

(電話番号/氏名等)

※ ここに記載された個人情報、目的外には一切使用しません。

※ 湖面利用の際は、本書を車内の見えるところに提示して下さい。

- ◎ 湖面利用時間は午前9時～午後5時、湖面の利用期間は湖面利用可能時期～11月30日です。
時間外・期間外利用希望の方は、事前に下表の許可を受けて下さい。

受付窓口

- ①みぼろ湖キャンプ場・・・湖面利用可能時期～11月の土曜日と日曜日【9：00～16：00】
②ドライブインみぼろ湖・・・月曜日と祝日の翌日を除く毎日【9：30～16：30】
③庄川観光協会・・・平日【9：00～17：00】
④庄川漁業協同組合・・・平日【8：00～17：00】
⑤ウッドインであい・・・平日【9：00～17：00】

【お問い合わせ】

- ◆ 庄川観光協会 TEL：05769-2-2272 ◆ ドライブインみぼろ湖 TEL：05769-2-2266
◆ 庄川漁業協同組合 TEL：05769-2-2014

届出書兼同意書

受付印

私は、御母衣湖において、下記ボート等を利用したいので「届出書」を提出します。

「御母衣湖（湖面）利用計画」のルールを遵守し、自己責任の下で利用することに同意します。
また、違反した場合は関係者の指示に従うことに同意します。

平成 年 月 日

御母衣湖利用協議会 様

① 住 所 〒 —

(電話番号)

ふりがな

② 氏 名 性別（男・女） 生年月日： 年 月 日

③ 車のナンバー：（例：飛騨 123 し 1234）

④ 車 種： 色：

⑤ ボートの種類：（例：カヌー）

・メーカー （ ）

・全長 （ m ）

・カラー （ ）

⑥ 入湖予定日 平成 年 月 日 曜日

⑦ 入・出湖予定時間 午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分

⑧ 入湖者の人数 人 同伴者の人数 人

※緊急時連絡先※

(電話番号/氏名等)

※ ここに記載された個人情報、目的外には一切使用しません。

※ 湖面利用の際は、本書を下記受付窓口へ提出して下さい。

-
- ◎ 湖面利用時間は午前9時～午後5時、湖面の利用期間は湖面利用可能時期～11月30日です。
時間外・期間外利用希望の方は、事前に下表の許可を受けて下さい。

受付窓口

- ①みぼろ湖キャンプ場・・・湖面利用可能時期～11月の土曜日と日曜日【9：00～16：00】
②ドライブインみぼろ湖・・・月曜日と祝日の翌日を除く毎日【9：30～16：30】
③庄川観光協会・・・平日【9：00～17：00】
④庄川漁業協同組合・・・平日【8：00～17：00】
⑤ウッドインであい・・・平日【9：00～17：00】

【お問い合わせ】

- ◆ 庄川観光協会 TEL：05769-2-2272 ◆ ドライブインみぼろ湖 TEL：05769-2-2266
◆ 庄川漁業協同組合 TEL：05769-2-2014